

横浜市記者発表資料

平成30年3月26日
教育委員会事務局
南部学校教育事務所教育総務課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所 属	小学校
被 処 分 者	主幹教諭 (50代)
処 分 日	平成30年3月26日 (月)
処 分 内 容	戒告
概 要	当該主幹教諭は、平成28年10月5日(水)午後10時11分頃、自家用車を運転中、横浜市港南区丸山台1丁目の環状2号線馬洗橋交差点を右折する際、直進のみ進行可の信号を右折可能と誤認して右折進行したところ、対向車線を青信号で直進してきたバイクに時速約15から20キロメートルで衝突した。それにより被害者に右肩関節機能障害等の後遺症を伴う入院加療146日間を要する右上腕骨近位端骨折等の傷害を負わせた。

2 南部学校教育事務所長コメント

交通事故の防止については、繰り返し注意喚起を行い、その徹底を図っているところであるにもかかわらず、この様なことが起こったことは極めて遺憾です。引き続き職員に対して注意喚起を行い、不祥事防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

南部学校教育事務所教育総務課 Tel 045-843-6406